

# 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正に関する パブリックコメントの募集について

平成24年9月5日  
＜問い合わせ先＞  
土地・建設産業局建設業課  
TEL：03-5253-8111（代表）  
（内線24754）

国土交通省では、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号）の一部改正を検討しています。

（改正内容の詳細につきましては、別紙の『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について』の一部改正について）をご参照ください。）

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様から、ご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

## ＜意見募集要領＞

### 1. 意見募集対象

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正

### 2. 意見募集期限

平成24年10月4日（必着）

### 3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

（1）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：kengyo@mlit.go.jp

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

（電子メールの題名を「『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について』の一部改正に関するパブリックコメント」と明記して下さい。）

（2）FAXの場合

FAX番号：03-5253-1553

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

（件名を「『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について』の一部改正に関するパブリックコメント」と明記して下さい。）

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について』の一部改正に関するパブリックコメント」と明記して下さい。)

- ※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。(匿名をご希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

[意見提出様式]

国土交通省土地・建設産業局建設業課パブリックコメント担当 宛

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正に対する意見

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

理由：

【お問い合わせ先】 国土交通省(03- 5253-8111)

土地・建設産業局建設業課法規係（内線 24-754）